

## 画像貸出利用要項

### (1) 貸出に際して

京都国立博物館では、当館所蔵品だけでなく、画像を保管している寄託品等の作品についても画像貸し出しを行っています。手続きには、「画像等利用申請書（様式1）」の正式受付から2～3週間程度必要ですので、余裕をもってご申請ください。原則として、画像とともに利用許可書と別途定めている料金表に基づく請求書を送付します。

なお、画像の利用をお急ぎの場合は、可能な範囲で対応しますのでご相談ください。

- 当館所蔵品の画像については、「京都国立博物館 館蔵品データベース」をご利用のうえ、使用したい画像を特定してから申請してください。商業利用には、「アルタイズ・ネット」をご利用いただく場合があります。

京都国立博物館 館蔵品データベース

[https://syuweb.kyohaku.go.jp/ibmuseum\\_public/](https://syuweb.kyohaku.go.jp/ibmuseum_public/)

アルタイズ・ネット（日本写真印刷コミュニケーションズ（株）運営）

<https://www.artize.net>

- 寄託品等、当館所蔵品以外の画像については、作品所蔵者の許可書が必要です。また、希望画像の特定に必要な情報（作品名・作家名・図版コピーなど）を必ず添付してください。図版コピーの添付がない場合、可能な範囲で対応いたしますが、その結果、希望するものと異なる画像が届いた場合でも、料金をご負担いただきます。

### (2) 利用の制限

違法な目的および公序良俗に反する目的には利用できません。また、作品のイメージを傷つける利用はできません。全図を使用せず、画像の部分利用（トリミング）や加工を予定している場合には、あらかじめ作品所蔵者および当館へお知らせください。

なお、当館所蔵品以外の画像について、作品所蔵者が設けた利用制限がある場合はそれに従ってください。

### (3) 貸出の申請

「画像等利用申請書」の各項目に漏れなくご記入のうえ、まずファックスにて申請してください。内容を確認のうえ、当館列品管理室担当者からお電話を差し上げます。当館からの電話確認の後、「画像等利用申請書」を郵送していただき、受理した時点で正式受付とします。

### (4) 申請目的以外の利用の禁止

「画像等利用許可書」に記載する利用目的以外に画像を利用することはできません。これに違反した場合は、利用許可を取り消し、利用を差し止めます。また、以降の申請をお断りさせていただきます。

### (5) 貸出画像の確認

画像については事前に点検・確認をしてお届けしておりますが、申請した画像と異なる場合や画像が破損していた場合には、一週間以内に当館へお申し出ください。期間内にお申

し出がない場合、問題がなかったものとします。ただし、図版コピーの添付がなかったために画像が異なってしまった場合は、この限りではありません。

(6) 利用に際して必要な表示

画像には必ず、作品名・作家名（特定できる場合）・所蔵先を明示してください。また、これに加え、各所蔵者から追加の表記が指定されている場合は、それに従って記載してください。またいずれの場合も、許可なく複製することを禁止する旨を明示してください。

(7) 画像の貸出期間

原則として画像送付日から3カ月以内とします。

(8) 画像の返却

貸し出したCDなどのデジタル媒体は、個人が研究用として手元に置くことを許可された場合を除き、利用後速やかにご返却ください。モノクロプリントは返却不要です。

送料は利用者の負担となります。また、利用に際して保存した画像データ、中間生成物などについては厳重に管理し、ご利用後は必ず消去あるいは廃棄してください。

(9) 成果物の提出

画像利用によって完成した印刷物・画像など、利用の実態が分かる成果物を、1部ご提出ください。

(10) 貸出媒体の損傷・紛失に対する罰則

貸し出したCDなどのデジタル媒体を損傷、紛失した場合、以降の申請をお断りする場合があります。

(11) 貸出・利用料金の納付

国内からの申請の場合、料金は後払いです。当館が発行する請求書に基づき、請求日より30日以内に、指定の銀行口座へお振り込みください。期日までにお支払い頂けない場合は、延滞金をお支払いいただきます。振込手数料は利用者にてご負担願います。なお、期間内にお支払いいただけない場合、以後の申込は、料金先払いとさせていただきます。

海外からの申請の場合は、料金は先払いです。銀行手数料として一律5,500円（税込）を申し受けます。なお、原則として申請後の取り消し（キャンセル）はできません。申請を受付けますと料金をお支払いいただくこととなりますので、予めご了承ください。

以上の各項に違反した行為があったときは、貸出および許可を取り消すことがあります。ただしこの場合、既納の料金は返還いたしません。

**【2011年10月1日制定】** 上記の事項は、随時改定されます